

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第12条の3
処 分 の 概 要：調査のための受診命令
原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条（許可）、第6条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、第5条第1項第3号～第5号（許可の基準）、第9条の13第1項第1号（年少射撃資格の認定）、第12条の3
処 分 基 準： 法第4条若しくは第6条の許可を受けた者又は同第9条の13の年少射撃資格の認定を受けた者が、法第5条第1項第3号～第5号に該当するかどうかを調査するため必要があると認めるときは、医師の診断を受けるべきことを命ずる。
問 合 せ 先：住所地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課092-641-4141、内3177
備 考：